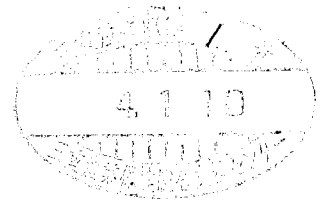


三労基発0105第4号
令和5年1月5日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局労働基準部長
(公印省略)

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

保護具着用管理責任者については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（別紙において「施行通達」という。）」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の記の第4の2（2）において、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することができない場合は、別途示す保護具の管理に関する教育（以下「保護具着用管理責任者教育」という。）を受講した者を選任すること、また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいとされているところです。

今般、保護具着用管理責任者に対する教育実施要領を別紙のとおり定められましたので、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。